



あけまして
おめでとう
お酉年(うしとし)

南山城村商工会
ホームページ



発行 南山城村商工会
令和 5年 1月 1日
京都府相楽郡南山城村北大河原久保14-5
TEL 0743-93-0100
FAX 0743-93-0244
<https://minamiyamashiro.kyoto-fsci.or.jp/>



新年のご挨拶

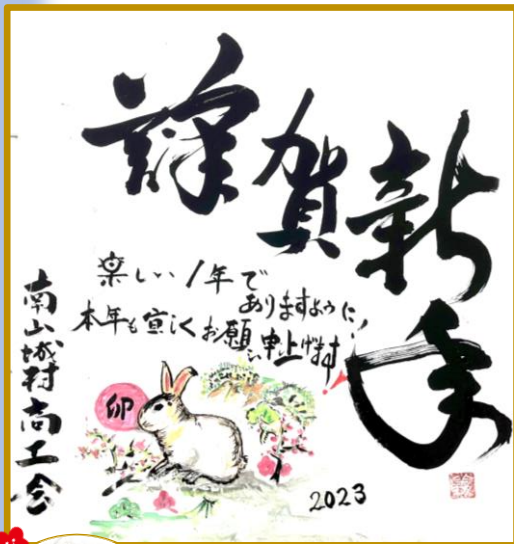
南山城村商工会

会長 大久保徳己

あけましておめでとございます。今年も無事に新年を迎えられましたこと、心よりお慶び申し上げます。

三年前に新型コロナウイルス感染症が日本で広まってから、すっかり世の中が変わってしまいました。自分自身が感染しないよう気をつけなければいけません。感染予防対策は、どうしても経済を停滞させてしまいました。皆様方の事業も、多かれ少なかれ影響を受けているのではないかと思います。さらに、ここへ来て、ありとあらゆるものが値上がりしています。仕入を始め、ありとあらゆる経費が上がれば、事業にダメージを受けてしまいます。そういうときこそ、商工会を頼ってください。例えば、マル経融資というとても有利な制度があります。商工会の経営指導を受けている小規模事業者の商工業者が、経営改善に必要な資金を無担保・無保証人で利用できる制度です。他にも、様々な制度がありますので、ぜひ、商工会へご相談ください。

私たちが力を合わせて、それぞれの事業を発展させ、南山城村の明るい未来を一緒に築いていきたいと思います。今年もどうぞよろしく願っています。



山本義継様より

毎年、商工会の玄関掲示用に山本さん自作の、新年あいさつポスターを贈ってくださいます。いつもありがとうございます♪



◆大久保徳己氏 宇治納税協会会長感謝状 受贈◆



11月11日(金)、リーガロイヤルホテル京都において宇治納税協会感謝状及び宇治納税貯蓄組合連合会長表彰状贈呈式・記念講演会が開催されました。

大久保徳己氏は平成二十一年に商工会長就任後、宇治納税協会理事及び宇治納税貯蓄組合連合会理事に就任。多年にわたり納税協会の組織の拡大及び育成にご尽力、また、税知識の普及と納税道義の高揚に多大な貢献をされ、この度、公益社団法人宇治納税協会会長感謝状を受贈されました。

Congratulations!

写真提供：宇治納税協会



【納税協会会員 各位 おしらせ】
 昨年秋頃より納税協会会費について、宇治納税協会様より会費の納付方法についての案内が届いております。
 昨年度まで納税協会の会費は地区役員及び商工会職員が集金しておりましたが、今年度より会費集金について商工会は関与しておりません。ご案内を確認いただき、各自ご対応をお願いいたします。なお、この件についての問い合わせは宇治納税協会【TEL 0774-43-2500】までお願いいたします。



商工会からの大切なお知らせ

✓	決算申告相談会 2月28日・3月8日・13日 [要予約/先着順] 詳細はこの商工会NEWSP.7&8をご参照ください。
✓	インボイス個別相談会 2月15日(水) 10:00~15:00 ≪インボイス制度申請期限間近！当商工会での相談会の開催は今年度最終です!!≫ インボイス制度の導入に悩んでおられる方、インボイスを導入済みでも取引先がインボイスに未対応の場合の対応策、届出書の書き方など税理士がお答えします！ 予約制(先着順) です。お申し込みは商工会まで！☎93-0100
✓	新春講演会 高岡達之氏 「ニュースの裏側から キーワードで読む日本経済のゆくえ」 1月26日(木) 15時30分～ 木津川市商工会館 (詳細は同封のチラシをご参照ください) 申込1月20日まで 同封チラシの申込書をFAXまたはメールにてお申し込みください
✓	プレミアム商品券換金期限 は令和5年 1月31日(火)まで です！なお、プレミアム商品券の使用期限は令和4年12月31日で終了しております。
✓	セキュリティ対策 は大丈夫ですか？ IPA独立行政法人情報処理推進機構のホームページ【 https://www.ipa.go.jp/ 】に最近のウイルス攻撃被害やサイバーセキュリティ対策等が掲載されております。年末年始など長期休暇明けは特に狙われやすい時期となっておりますので、注意点や対策できることなどチェックしてみてください
✓	各種補助金のご案内 ミラサポplus等HPIにてご確認ください NEWSで紹介していない各種補助金情報もあります！要check!! →→→ 詳細は→ https://mirasapo-plus.go.jp/
✓	小規模事業者持続化補助金 [第11回] 公募受付締切：第11回： 2023年2月20日(月) 【締め切り日当日消印有効】 【事業支援計画書(様式4)発行の受付締切：2023年2月13日(月)】 詳細は→ https://www.kyoto-fsci.or.jp/?page_id=1045



インボイス制度の対策は大丈夫ですか？

2023年10月の制度開始時から導入するなら**2023年3月31日までに申請が必要**です！



↓まずはフローチャートで確認

フローチャートでチェック！

YES →
NO →

現在、消費税の課税事業者
消費税を申告納税している
(本則課税・簡易課税)



登録申請
必要

取引相手は
事業者が中心

取引相手は
一般消費者のみ
(領収書を必要としない)

登録するか選択する

現在、免税事業者が、登録するかどうかの判断基準は次の3点です。
●取引先との関係 ●売上高の減少の可能性 ●消費税の納税額

登録申請
不要

登録する場合、
2つの選択肢があります
売上が1,000万円以下であっても、インボイス
発行事業者になると消費税の納入義務が生じます

登録しない場合、
免税事業者のままいることも可能

本則課税

売上高に対する消費税額から
仕入れにかかる消費税額を差
引いて納税する消費税額を
算出します。

簡易課税

売上高に業種に応じたみなし仕
入率をかけて、納税する消費税
額を算出します。仕入時に支
払った消費税額は影響しません。



⑤事前に必要な届け出

- 税務署へ申請し、受理されると**登録番号**をもらえる
- インボイスには、**登録番号の記載が義務付けられている**
- 2023年3月31日までに申請が必要**
(インボイス制度が始まる2023年10月1日から登録を受ける場合)

▶申請方法は三種類

①e-TAX ②郵送 ③窓口持参

(申請書の様式は国税庁のWEBサイトからダウンロードできます)

⑦簡易課税制度の経過措置について

- 2023年3月31日までに「適格請求書
発行事業者の登録申請」を行うと、イン
ボイス制度のスタートと同時に課税事業
者へ切り替える**
- その上で、**簡易課税制度の届出を
2023年1月1日～2023年12月31日
の間に行うとインボイス制度のスタート
と同時に簡易課税制度の利用も開始す
ることができる**

※フローチャートは全国商工会連合会
作成の冊子に掲載されており
→商工会HPよりご覧になれます→

①インボイス制度の概要

- 2023年10月から消費税の「仕入税額控除」
を受けるためには**インボイスが必要**
- 税務署に登録した「**適格請求書発行事業者**」
だけが**インボイスを発行できる**
- 消費税を納めている「**課税事業者**」だけが**適
格請求書発行事業者になれる**

②具体的に？

- インボイスを日本語でいうと「**適格請求書**」
- インボイスに記載しなければならない事項が
法律で決められている
- 適格とは「**法律で決められた事項がちゃんと記載されている**」という意味

③実際の事務作業で何が変わる？

- まずはインボイス制度に対応するよう**請求
書や領収書を変更**
- 売手も買手も、インボイスを**7年間保存**
- 特に**経費精算は事務作業の負担が増大**する
可能性あり

④経過措置について

- 2023年3月31日までに「適格請求書発行
事業者の登録申請」を行うとインボイス制度
のスタートと同時に課税事業者に切り替え
できる**
※通常、免税/課税の切り替えは「事業年度単位」のため2023年1月1日から課税事業者に切り替えねばならないが、経過措置が適用されると、制度スタート
(2023年10月1日)に課税事業者に切り替え可能

⑥免税→課税事業者に切り替えるメリット/デメリット

免税事業者のまま

メリット

消費税やインボイスの処理に関す
る事務的な作業をせずに済む

デメリット

- これまで請求してきた消費税分の
請求が難しくなる、または価格
交渉の可能性(価格を下げられる)
- 取引先が仕入税額控除を受けたい
ために外注先の切り替えを検討
する可能性がある
- 課税事業者との取引を新規開拓
しようとする際に敬遠されてしま
う可能性がある

課税事業者に切り替える

メリット

- 課税事業者との取引を新規開拓
しようとする際に他の免税事業者
との差別化になる
- 現在の取引先が外注先を切り替
えてしまうリスクが下がる

デメリット

- インボイスの管理や消費税処理の
ための事務作業の手間がかかる
※簡易課税制度である程度軽減可能
- 消費税は原則1年分をまとめて納
付する必要があるため、納税予定
金額を管理して現金(預金)を
もっておく必要がある

上記は商工会職員が独自に作成したものです。制度についての詳細は必ず税務署ホーム
ページ・南山城村商工会ホームページのインボイス制度ページ(右記QR参照)、及び
昨年末(11月末～12月頃)商工会ビジネスダイアリーとともに配布した、
インボイス制度のパンフレットをご確認ください。



◆商工会全国大会が開催されました◆



写真撮影:佐藤

11月10日(木)、東京NHKホールにて「第62回商工会全国大会」が開催されました。全国から約2,400名の来場者が集まった本大会には、当日来賓として岸田文雄内閣総理大臣、西村康稔経済産業大臣、野村哲郎農林水産大臣のほか、茂木敏充自由民主党幹事長、山口那津男公明党代表、泉健太立憲民主党代表、角野然生中小企業庁長官や、国会議員、関係団体など多くの来賓を迎え、大いに盛り上がりました。

なお、岸田総理のご祝辞の内容は右記QRか下記URLにてご覧いただけます。

<https://www.gov-base.info/2022/11/11/174172>



写真:首相官邸HPより

◆青年部女性部管外視察研修のご報告◆

青年部女性部管外視察研修を11月23日(水)に実施しました。天理市に2022年3月にオープンした道の駅 奈良歴史文化村、THE HILLTOP TERRACE、夢風ひろばへ視察に伺いました。各施設の洗練されたパッケージデザインやPOP、「魅せる」陳列、空間づくり、またおもてなしのアイデアやトークなど各事業所様の今後の取り組みにとっても参考になる視察研修でした。2017年に南山城村に道の駅ができるまで、道の駅は「通過点」という認識でしたが、今や道の駅は「目的地」なのだ改めて実感しました。南山城村も道の駅を中心に交流人口が増えつつあります。このお客様をいかに自社に誘致するか、今回の視察研修の成果が各店舗で現れるのがたのしみです♪



写真撮影:小川

詐欺メール被害が増えています!

そのリンク先
個人情報を入力
しても問題ない
ですか?

よくある詐欺メールの 内容

- ・「第三者にログインされている可能性があります」と不安を煽っている
- ・「数日でアカウントの有効期限が切れます」、「アカウントが削除されます」と緊急を装っている

よくある詐欺メールの 特徴

- ・公式サイトを装って配信している
- ・誤った、不自然な日本語を使っている
- ・URLのドメインが正確に記載されていない
- ・送信元のメルアドの文字列が本物と少し違う

例)楽天カードHPより

【重要】楽天カードから緊急のご連絡



リンクやURLをチェック!

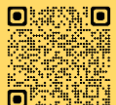
- 正しいURL
<https://www.rakuten-card.co.jp/> × × ▲ ▲
- × 楽天カードのサイトではないURLの一例
<https://www.rakuieu-card.co.jp/> × × ▲ ▲

※URLのドメインが正確に記載されていません。絶対にクリックしないでください!



- ✓ 未開封の状態での削除
- ✓ 開封した場合でも、リンクはクリックせずに削除
- ✓ 誤ってクリックしてしまった場合でも、個人情報の入力はいらない
- ✓ メールやSMSから「クレジットカード番号」や「ポイントカード番号」を聞き取ることはありません。
- ✓ ブラウザのブロック設定
- ✓ お気に入り(ブックマーク)の活用

IPA独立行政法人情報処理推進機構のホームページ[<https://www.ipa.go.jp/>]にサイバーセキュリティ対策等が掲載されております。上記詐欺メール以外にも様々な脅威にさらされる昨今、年末年始など長期休暇明けは特に狙われやすい時期となっておりますので、注意点や対策できることなどチェックしてみてください!



申込

1/20まで
FAXまたはメール
※先着60名

新春講演会

聴講
無料

「ニュースの裏側からキーワードで読む
日本経済のゆくえ」

日時： 令和5年 1月26日(木)

15時30分～17時(受付15時～)

講師： **高岡達之氏** (読売テレビ報道局解説委員長)

会場： **木津川市商工会館** [木津川市木津南垣内83-3]
※ご来場の際は公共交通機関をご利用いただきますよう、ご協力をお願いいたします

お問い合わせ：相楽ビジネスサポートセンター ☎0774-72-0200

申込：同封チラシの申込書にてFAXまたは申込項目をメール

〈主催〉相楽地区商工会連絡協議会
相楽区域商工会広域連携協議会(相楽地域ビジネスサポートセンター)

※詳細は同封のチラシをご覧ください



お知らせ



プレミアム商品券 取扱事業所様

令和4年度南山城村商工会プレミアム商品券の使用期限は令和4年12月31日で終了しました。なお、**換金期限は令和5年1月31日まで**となっております。

プレミアム商品券は商工会にて随時換金しておりますが、**事前にご案内しておりますとおり、10万円を超える換金の際は、事前にご一報**くださいますようお願いいたします。

店頭よりポスターを撤去、のぼりは来年度まで各店舗様で保管をおねがいいたします。

商工会を名乗るメールにご注意ください

なりすましメールによるマルウェアEmotet(I 珥珥)により、商工会をかたったメールが届く可能性があります。**過去に実際にやり取りしたメールのタイトルに「RE:」を付けたり、実在する職員の名前**で送ってくるなど巧妙です！大変お手数ではございますが、送信者の表示名が商工会や職員名となっても、送信アドレスが[*-***@kyoto-fsci.or.jp]のアドレスから発信されたもの以外は、**すべて削除**していただきますようお願い申し上げます。

◀添付ファイルは絶対に開かないで！▶

事務局だよ



本年もよろしく
お願い申し上げます

◀お知らせ▶
佐藤広宣(総括主事)は12月よりしばらくの間お休みとなります。大変ご迷惑をおかけいたしますが、今後も商工会運営へのご協力、よろしくおねがいいたします。

佐藤広宣支援員のお休みに伴い、和東町商工会元局長で現在、京都府商工会連合会に勤務されている**竹谷保廣**さんに、商工会運営をお手伝いしていただくことになりました。(連合会での勤務もあるため、村へは週1日～2日と変則的な出勤体制となります。)



Yasuhiro Taketani

竹谷さんは和東町商工会で和東茶ブランド、海外展開など多くの業績を残され、定年退職後は京都労働局勤務を経て、現在は京都府商工会連合会で活躍されておられます。竹谷さんに助けていただきながら、小川と植村、力を合わせて会員様のご要望に応えられるよう邁進する所存です。至らぬ点多々あるかと思いますが、よろしくお願いいたします。

所得税・消費税の

決算申告相談

昨年度よりご案内しておりますとおり、当商工会においては決算申告業務はすべて税理士が行います。
つきましては、**商工会職員関与で申告書を作成されていた会員様は、必ずこの相談会をご利用ください。**

下記日程表をご参照のうえ、事前に商工会まで**予約**をお願いいたします。

*** e-taxの控除を受けられる方は早めに商工会までご相談ください ***



Yukari Matsuoka

日時

2023年2月**28**日(火)

3月 **8**日(水)・**13**日(月)

9:30-17:00(受付16:00まで) *下表のとおり

予約制

講師

松岡ゆかり 税理士

会場

南山城村商工会 研修室

定員

各日先着**7**名様 **※要予約**

*一事業所様の相談時間は、最大50分までとなります。

相談
無料

2月**28**日
(火)

3月 **8**日
(水)

3月**13**日
(月)

① 9:30-

① 9:30-

① 9:30-

② 10:30-

② 10:30-

② 10:30-

③ 11:30-

③ 11:30-

③ 11:30-

④ 13:00-

④ 13:00-

④ 13:00-

⑤ 14:00-

⑤ 14:00-

⑤ 14:00-

⑥ 15:00-

⑥ 15:00-

⑥ 15:00-

⑦ 16:00-

⑦ 16:00-

⑦ 16:00-

予 約

南山城村商工会

☎ 0743-93-0100

【予約受付:1月10日~】

相談日に必要書類
をお忘れなく!!

※裏面チェックリストをご参照ください

南山城村商工会

☎0743-93-0100

<https://minamiyamashiro.kyoto-fsci.or.jp/>



所得税・消費税の

決算申告相談チェックリスト

予約日



月

日() /

午前
午後

時～

相談日にご持参いただくもの



1	昨年の確定申告等控え	令和3年確定申告控え/(青色)決算書/(白色)収支報告書 等	
2	マイナンバーカードをお持ちの方	マイナンバーカード(写しによる確認の場合は、表面及び裏面の写しが必要)	
3	マイナンバーカードをお持ちでない方 《右記①+②をご準備ください》	①<番号確認書類> 通知カードやマイナンバーの記載のある住民票の写し等のうちいずれか1つ ②<身元確認書類> 運転免許証、公的医療保険の被保険者証、パスポート等のうちいずれか1つ	
4	扶養している者や事業専従者がいる方	その者のマイナンバーが分かるもの	
5	税金の還付を受ける申告をされる方	申告される方名義の預貯金口座番号がわかるもの	
6	給与収入がある方	申告する年分(令和4年)の給与所得の源泉徴収票	
7	公的年金等を受給されている方	申告する年分(令和4年)の公的年金等の源泉徴収票	
8	事業所得等その他収入がある方	収入金額及び必要経費が分かる書類等 ※ 事業所得、不動産所得等のある方は、青色申告決算書又は 収支内訳書を作成して(下書きか収入及び経費等をそれぞれ集めたメモでも可) ご持参ください	
9	医療費控除を受ける方	医療費控除の明細書、医療費通知(原本)	
10	社会保険料控除を受ける方	社会保険料(国民年金保険料)控除証明書等(※1)	
11	小規模企業共済等掛金控除を受ける方	支払った掛金額の証明書(※1)	
12	生命保険料・地震保険料控除を受ける方	保険会社等が発行する支払額などの証明書(※1)	
13	寄附金控除を受ける方	寄附した団体などから交付を受けた寄附金の受領証(※2)	
14	予定納税をされている方	予定納税額が記載された通知書等金額がわかるもの	
15	消費税申告をされる方	R2年&R3年の消費税申告書控え	
		中間納付がある方は通知書	
		税率ごとに区分された帳簿等※ ※簡易課税制度をご利用の場合、それぞれの税率ごとの売上が把握できるもの。 ※簡易課税制度をご利用の場合で2種以上の業種を営む場合はそれぞれの売上が把握できるもの。 ※本則課税制度をご利用の場合、標準および軽減税率の両方の取引がある方は、それぞれの 税率ごとの売上・仕入・各経費額の把握できるもの。	

※1 給与所得者が既に年末調整で控除を受けている場合は不要です。

※2 ふるさと納税ワンストップ特例の適用を受けた方が確定申告を行う場合には、ワンストップ特例の適用を受けることができませんので、「寄附金受領証明書」をご持参ください。

※※ (特定増改築等)住宅借入金等特別控除を受ける方、住宅耐震改修特別控除・住宅特定改修特別控除などを受ける方は事前に窓口設置のパンフレットをご参照ください。

※ここでは確定申告の際にご持参いただくもののうち、主なものを掲載しております。ご不明な点がございましたら事前に商工会までお問合せください。